



「社会福祉法人経営改革」と第三者評価の価値

代表 新津ふみ子

社会福祉をめぐる制度の大きな改革が続いています。介護保険法の開始、そして2005年10月に成立した、障害者（身体障害・知的障害・精神障害）を対象とした、障害者自立支援法です。これらの制度は、高齢・児童・障害といった分野とサービスを対象にした改革ですが、いよいよサービスを経営・運営する事業体そのものである「社会福祉法人」にメスが入られるようです。平成18年8月、社会福祉法人経営研究会から「社会福祉法人経営の現状と課題」という報告書が出されました。この研究会は、厚生労働省、社会・援護局長、全国社会福祉経営協議会、学識経験者で構成されており、介護保険法の成立に向けて取り組まれた、老健局長が主催した研究会「高齢者介護研究会」などと同じレベルであるといえるでしょう。この報告書で提案されている内容の一部は今年度中に取り組む、改革するという方針です。今回はこの報告書の概要を紹介し、第三者評価に及ぼす影響について考えてみます。

1990年代以降、社会福祉を取りまく環境の変化は大きく、措置から契約へ（サービスの普遍化）、パイの拡大、民間企業参入、公的財政の悪化、規制緩和、そして少子高齢社会の到来による新たなニーズ発生などです。この様な状況に対し、かつてからのサービス提供事業者である社会福祉法人は、社会福祉法人制度の縛りや手厚い補助金などが影響し、法人の経営改善が進みにくい状況があること。また、一法人一施設という零細企業経営が経営の効率化や職員にキャリアアップの機会の提供ができず、低賃金と短期間で退職するという事態もなっていて、サービスの質の向上を得られ難くしていること（介護福祉士制度の見直しにつながる）などがあり、新たな時代における福祉経営の基本的な方向性を試論として報告しています。そのモデルは、「規制」と「助成」に規定されるのではなく、格段に「自立・自律」と「責任」が伴うと明言しています。そして、法人経営の実践に当たっては、経営者の意識改革と経営者の管理能力の向上が不可欠であり、そのための考え方・手法・ツールの一つとして「福祉サービスの第三者評価」をあげています。

第三者評価の項目には、効率的で健全な法人経営を可能とするシステム（ガバナンス）の確立とそのためにリーダーシップを発揮する、経営者の役割と責任があります。確かに、現場の職員一人ひとりの頑張りや継続を支援し、研修などで専門性を高めるのも、組織（事業体）・法人の理念を具現化しようとする経営層の強い意志と仕組みに因っていることが分かります。

さて、この社会福祉法人改革は、第三者評価にどのような影響を及ぼすのでしょうか。第三者評価の実施状況（受審）は、全国経営協会員法人基礎調査（平成18年2月）では、17.7%が実施、今後の予定は26.9%、関心がある法人は41.5%であり、この結果を会員の皆さんはどう思いますか。実施率は少なく、関心は薄いという判断でしょうか。厚生労働省、社会・援護局では、第三者評価の現状に対し好意的ではなく、実施率の低さから役に立っていないと判断しているとも聞きます。先日、全国社会福祉協議会主催の「福祉サービス指導者養成研修会」の仕事を担当してきました。この研修会を三年間担当していますが、全国から集まった参加者のレベルは確実に上がっています。また、都道府県の取り組み状況、すなわち、県知事などリーダーと担当者の意欲が影響しているように思いましたが、総じて実施事業者（受審事業者）の少なさへの不安を持っていました。この社会福祉法人改革を契機に、実施事業者は増えるでしょうか。もしかしたら、改革を目指す法人・事業者は、第三者評価で取り組む経営層による合議・自己評価により現状の課題認識と共有が進むかもしれない、職員もまた自己評価から法人の経営状況への関心や、自らの活動を振り返る機会となり、経営層と職員が一丸となって改善に向う機会として第三者評価を活用し出すかもしれません。

一方、実施事業者を増やすための対策としては、政策的な義務化、誘導策が大きいでしょ。私個人としては、義務化などは気になるところです。やはり事業者自らの意思で改善のために活用してもらうという緊張関係の中で、評価機関は鍛えられ、商品としての第三者評価に磨きがかかってゆくように思えるからです。助成金が出ようが、出まいが評価の実施に差をつけることは無いのですが。しかし、評価の腕を上げるには、数多く実施すること、経験は欠かせないわけであり、悩ましいところです。何はともあれ本当に役に立つ評価がますます求められます。メイアイのスローガンである「福祉現場の応援」とは何かを問い続けてゆきましょう。この報告書は福祉事業の過去、現状、将来が分かり易く分析、整理されています。NPO法人、民間株式会社など社会福祉の分野で事業、活動する人間にとって、大いに参考になるでしょう。一読を進めます。諸行無常の世の中で生きてるって感じでしょうか。

事務局より

〔平成18年度定時総会〕

11月16日五反田事務所にて、会員13名のご出席により18年度総会を取り行いました。書面評決を含めて委任状52名分を加え、65名の参加により総会は成立しました。

代表理事である新津ふみ子の司会により、第1号議案「平成17年度事業報告及び決算報告」、第2号議案「平成18年度事業計画及び予算（案）」、第3号議案「役員報酬の上限額」について事務局より提案し、ご意見をいただきました。

1、2号議案についてはすでに案文をお届けしていますが、3号議案については間に合いませんでした。内容は、代表理事及び理事兼事務局長の報酬の上限額について、昨年同様今年度も総会にお諮りしたものです。報酬額は、法人の支払い規程に基づいて前年度の両理事の事業参加実績が基準になり、18年度も17年度同様額を提案しました。

事業展開における契約、経理等について、参加者から貴重なご意見をいただきましたが原案の修正につながるご意見はなく、3つの議案とも原案通り可決されました。

18年度の事業計画の中核は、これまで先駆的に第三者評価に取り組んできた法人として、第三者評価への需要（評価の実施、評価者養成研修の実施等）に応えること、また、新しい展開として評価の質の向上を目的とした評価機関同士の連携への着手、独自案によるオリジナルパッケージによる社会福祉現場の研修の実施等です。

これからも法人の活動にご理解とご協力をお願いいたします。

〔自主勉強会〕

すっかりご無沙汰してしまいました。18年4月25日に東京の初台リハビリテーション病院の看護師（チームマネジャー）松下明美さんのお話をうかがって以来の開催となります。すみません。

平成19年1月26日18時30分より五反田事務所にて行います。

テーマ：「障害者自立支援法の施行とサービス事業所が抱えた課題、利用当事者の課題」

話題提供者：社会福祉法人あいのわ福祉会 足立あかしあ園（心身障害者通所作業施設）

園長 横内 康行氏

*自主勉強会は2ヶ月に1度行う「予定」にしています。通常は、FAX及びメールでお届けできる範囲の方々にお知らせしていますので、情報をご希望の方は是非FAXかメールアドレスを事務局にお知らせください。

〔第三者評価〕

4月から9月ごろまでは東京都以外の地域で、9月から翌年3月までは都内で評価を実施するというのがこのところの傾向です。

18年4月以降は鳥取、青森、石川、岡山の各県で7事業所の評価を実施し、香川県から依頼のあったモデル評価事業を加えると6サービス種別11事業所を評価したことになります。9名の会員がこれらの評価に参加しました。東京都の第三者評価は、例年依頼のある法人から早々と申し込みがあり、10月末で「とうきょう福祉ナビゲーション」上で今年度の実施は締め切りとしました。

19年3月までに25件の実施を予定し、20名の東京都認証評価者の会員により実施します。日程が合わないために参加できない評価者もあり、人繰り、日程繰りに頭を痛めています。

〔研修〕

香川県が平成18年度より評価調査員養成研修を始めるにあたり、この養成研修とモデル評価事業の実施を受託しました。

モデル評価事業（身体障害者療護施設、知的障害者入所更生施設、児童養護施設、保育所の4事業所）は、本年8月20日から25日の間に4名の会員（東京都認証評価者）で実施しました。当初、5名の予定でしたが事情により急遽4名に変更となり、新津と要が長めに高松市に滞在し、「讃岐うどん」各種を賞味するという思わぬ体験をすることになりました。

〔事務局〕

18年度総会には、遠く新潟県から貝瀬さんが参加してくださいました。事務局は大いに励まされます。事務局は不在がちの代表理事と事務局長の穴を埋めて、昨年の9月からお手伝いいただいている石井さん、今年4月からの土川さんのお二人が支えてくださっています。18年度は社会的福祉ニーズにこたえてゆく方針が打ち出され、これを実現して行くために事務局体制を一層強化して行かねばなりません。来年4月までは臨時のアルバイトの方々に助けられつつ体力を維持することになりそうです。しぶとく頑張ってください。来年もよろしくお願ひいたします。よいお年をお迎えください。（要）

こなみのこーな

（徒然なるままに・・・）

私事で恐縮ですが、ここ数ヶ月ずっと体調不良状態が続いております。きっかけは珍しく大風邪をひいたこと（真夏なのに・・・）で、熱が下がった後に慢性的な咳込みが続きました。これを“その内に治るだろう”と軽く考えたところが一向に治らず、ようやく焦って病院に行きましたが、処方された風邪薬を服用して少し良かったのもつかの間、今度は鼻炎の症状が出てまたもや咳込み生活となり、良くなったり、悪化したりの繰り返しで現在に至っております。咳込みで一番辛いことは息が苦しくて夜中に起きてしまうことで、結果、慢性寝不足状態となり体力を消耗することが、完治を遅らせている原因なのではないかと思ひます。自分は風邪が長引くことなんてないから・・・と勝手に思ひ込み、適切な初期対応をしなかったことを深く反省しました。「健康は財産」ということを身をもって知ることができた、良き体験なのかもしれません。

大坪こなみ



社会福祉分野における「契約」のあり方を考える

高野龍昭

近年、介護保険制度の施行を契機として社会福祉分野での「契約」方式によるサービスの利用・提供が拡大している。

この背景には、従来の「措置」制度について、サービスの選択権が利用者側にないこと、中高所得階層にとっての利用料負担が重いこと、福祉サービスの利用に対するスティグマが払拭しきれていないことなどの批判的な指摘が、また一方で、増大かつ普遍化する福祉ニーズへの対応を行うには公的セクター（国・自治体・社会福祉法人など）によるサービス供給では需要を充足できず、準公的あるいは私的（営利）セクターからの参入を求める必要性の指摘が広がったことがある。

これらの指摘は、社会福祉基礎構造改革の議論のなかで主流を占め、社会福祉事業法が社会福祉法に改正されて施行されることにもつながった。

今日では、もはや「措置」は過去の遺物であり、「契約」こそが現代的な福祉のあり方であるといった見方がコンセンサスを得ているかのようである。

しかし、筆者はこうした単純な議論にはどうしても頷くことができない。

「契約」というのは、サービス利用者が「消費者」として、「自分の判断・責任」で、「自分の経済状況」に合わせて、それに見合ったサービスを提供者と対等な立場で「購入」するものである。その意味では、自分を取り巻くさまざまな状況が判断でき、必要なサービスを購入するに足る経済力を有し、情報を収集して意見を主張できる人々にとっては、「契約」制度は機能する。

ところが、判断力が低下したり、経済力に乏しかったり、情報を得られなかったり、意思表示ができない人々にとっては、十分には機能しないシステムでもある。

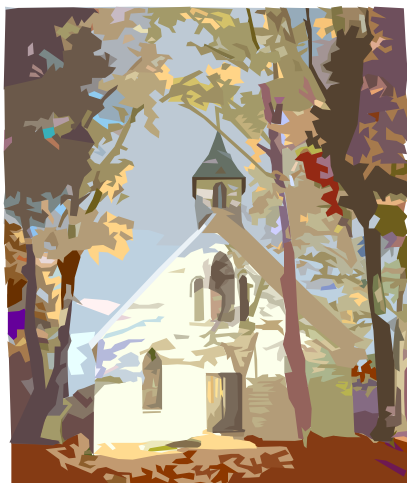
すなわち、福祉サービスにおける「契約」は、いわば「両刃の剣」である。

そのような状況のなかで我々の重要な役割は、生活上の支援を必要としている人々に対して、情報収集の援助を行うことであったり、サービスの質を客観的に査定してそれを公表することであったり、さまざまな権利を擁護することであったりする。こうした補完的なシステムがあってはじめて、高齢者や障害者、あるいは子どもたちが契約制度の土俵に上がることができるのである。

しかしそれでもなお、サービスを自ら選択して、自分の有する経済力でサービスを購入できない人々が少なからず存在する。このような「経済秩序外にある人々」をどのように支援していくのが我々にとって次の課題と言える。それはむしろ社会福祉の本質でもある。

「措置」の本質は、行政が（いわば勝手に）利用するサービスを決定することにはない。憲法第25条に定められた最低生活権を保障することを理念として、国・自治体の責任のもとに「声をあげられない人々」を地域のなかから探し出し、生きることの保障として支援策を行政処分として講じるところにこそその本質はある。措置が廃れることは、この最低生活権の保障が廃れることをも意味する。

契約制度の検討の先にはこうした課題が待っているのである。



社会福祉士養成教育を考える

～養成校教員のひとりごと～

「社会福祉士及び介護福祉士法」は昭和62年に成立し、平成元年、初の国家試験が行なわれた。その年の合格者は180人、合格率は17.4%であった。そして、今、平成18年7月末現在の社会福祉士登録者数は82,799人となっている。また、平成18年4月1日現在、社会福祉士養成施設は45校57課程、社会福祉士受験資格を取得できる福祉系大学等は263校である。

法成立当時の社会福祉の対象は低所得者層で「保護・指導」という考え方が主であった。しかし、今日ではその対象を普遍的にとらえ、対象者の自立と尊厳を重視して「支援・援助」するものへと考え方も変化している。高齢者介護や障害者分野では、介護保険法や支援費制度の施行、障害者自立支援法の制定など、措置から契約へ、施設から地域へ、と福祉を取り巻く環境もめまぐるしく変化している。

このような状況の中で利用者の多様なニーズに応えるために、社会福祉士にはケアマネジメント力、他職種、他機関との連携・調整能力などが求められている。平成18年6月には日本社会福祉士養成校協会から「今後の社会福祉士養成教育のあり方について」(提案)が出され、現行の時間数を1,050時間から1,530時間へ、現場実習を180時間から360時間に等、養成カリキュラムの見直しとともに、実習施設や実習指導者、教員の質の向上についての提案が出された。

確かに、制度がめまぐるしく変化する中、学生達にその内容を教えている時間は取れない。(介護保険法の改正については、教員自身も内容の理解が十分出来ていないという、情けない現状もある) 高齢領域の入所施設実習では、実習施設で、「今度は何段階？」と、聞かれる学生も多い。このような施設では、実習内容が介護福祉士と同じで、(社会福祉士の実習目標を施設の実習指導者が現場職員に伝達できていないこともあり) 時として、介護技術が身につけていない大学生はつらい思いをしてしまう。今回の提案は多くの問題をかかえてはいるが、必要であろう。しかし、である。昨今問題になっている大学生の基礎学力の低下、理解力の低さ、責任感の低さ、人との接し方や生活感、情緒的な感性の欠如部分については、どう対処すればいいのだろうか。「人に迷惑をかけない」「決まりごとや約束を守る」という当たり前のことが出来ないまま社会福祉士を目指す学生達に(このような学生はあくまでも少数であろうが)、良心的な福祉教育を目指している養成校の先生方は頭をかかえていることだろう。知識は国家試験で担保されている。「人の痛みがわかる」社会福祉士はどこでどのように担保されるのだろうか。大きな課題をかかえながら、今年もまた大学の後期授業が始まった。

K. YAMAMOTO

【編集後記】

今回くらいは編集長として夏に行った伊豆の1泊2日評価についての学習会についての報告を行おうと思いましたが、ところが、何人で行ったか何をやったかも悲しいかな殆ど忘却のかなりです。テーマを決めてグループワークもしました。そのとき、あっこれだと確かに閃いたのです。でも今思い返してみると、いただいた食事のメニューとちらっと見えた富士山、素晴らしいお部屋などなど、学習以外のその周辺ばかり思い出せる状態です。単なるなる夏の疲れとも思いますが、これが続いたらどうしようと…悩み深い編集長です。 鳥海房枝

めいあいこれまでのあゆみ

平成11年8月に設立総会を開催し、平成12年2月に東京都でNPO法人の設立登記を完了、活動を始める。設立から現在まで介護サービスの第三者評価事業(モデル実施→本格実施)を中心として、その他研修、コンサルティング、調査研究等の事業を実施している。11月17日現在の会員数は、個人会員100名、団体会員1社

特定非営利活動法人メイアイヘルプユー会報

発行人：新津 ふみ子

〒141-0031東京都品川区西五反田2-31-

9シーバード五反田401

TEL:03-3494-9033 FAX:03-3494-9032

E-mailアドレス：meiai@smile.ocn.ne.jp

HPアドレス：www12.ocn.ne.jp/~meiai